

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

1 概要

栄区内の区分所有建物（マンション）の2区画について、建築当初の平成13年度から平成30年度までの18年間、固定資産税・都市計画税を過大に課税し納税していただいていたことが判明しました。納税されていた方々には、今後、早急に過誤納分の返還手続きを進めてまいります。

2 経緯

平成13年3月	当該区分所有建物の家屋調査を実施。個別の区画ごとの評価額を算定した後、2区画について税務システムに税額算定の基となるデータの数値を誤って入力。
平成13年4月	平成13年度固定資産税・都市計画税納税通知書発送。 ※平成13年度は、当時の納税義務者であるC社に、 平成14年度以降は、新たに区画の所有者となったA様、B様に送付。
平成30年4月25日（水）	A様から、他の区画に比べ、自分の区画の固定資産税等が高いのではないかとのお申し出がある。
同 日	課税台帳等を確認。A様の税額算定の入力内容に誤りがあることが判明。他の区画も確認したところ、B様所有の区画においても同様の誤りがあることが判明。
平成30年4月26日（木）	A様に電話で課税の誤りがあったことをご説明し、謝罪。（27日に面会）
平成30年4月27日（金）	B様に面会し課税の誤りがあったことをご説明し、謝罪。
平成30年5月8日（火）	A様、B様に還付の見込みについてご説明。改めて謝罪する。
平成30年5月10日（木）	C社に面会し課税の誤りがあったことをご説明し、謝罪。

※具体的な還付の方法等については、現在調整中です。

3 過大に課税した金額

合計 3,403,200円（平成13年度～30年度分）

【内訳】 A様 1,629,600円（平成14年度～30年度分）
B様 1,629,600円（平成14年度～30年度分）
C社 144,000円（平成13年度分）

4 課税誤りの原因

本業務は通常、プログラムにより自動的にデータが入力されるものですが、本件は例外的に手入力を行っており、その入力の数値を誤ったことが原因と考えられます。

5 今後の対応

納税されていた方々に対し、過誤納金の他に地方税法に基づく還付加算金等を加え、還付いたします。

6 再発防止策

データ入力結果については、複数人によるチェックを、今後さらに徹底していきます。

お問合せ先
栄区税務課長 佐藤 健也 Tel 045-894-8613